

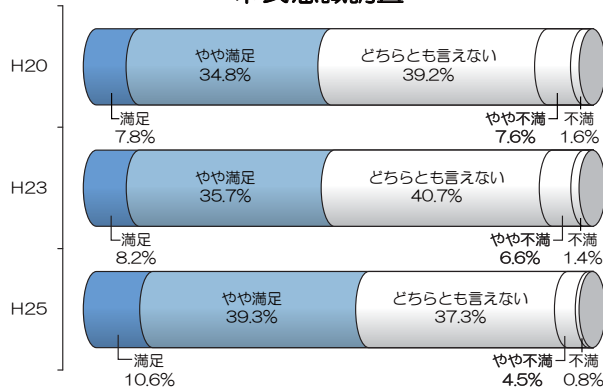
基本政策 2

政策 1 保健衛生の充実

市民意識調査の分析

- ◆ H20～H23で「満足+やや満足」が1.3ポイント増加し、「やや不満+不満」が1.2ポイント減少しました。公費負担の妊婦健診の回数を増やしたこと、3大死因のうち、悪性新生物、脳血管疾患の割合が減少したことが満足度増加要因の1つと考えられます。
- ◆ H23～H25で「満足+やや満足」が6ポイント増加しました。特定妊産婦*1の保健指導を強化したことや、「かかりつけ小児科医師」を持つ4か月児の保護者の割合が増加したことなどが満足度増加要因の1つと考えられます。

市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
健康づくりの推進	がん検診等の受診券の配布 (H21～)、ミニドック型健診を開始し (H22～)、市民の疾病の早期発見に努めた結果、がん、心疾患、脳血管疾患による死亡率が減少してきています。平成25年度に『健康おかげさき21計画 (第2次)』 (H26～H34) を策定し、現在は事業転換期にあります。	『健康おかげさき21計画 (第2次)』に基づき、がん、心疾患、脳血管疾患の早期発見に向けた検診等の受診率の向上を図るとともに、【食育の推進】を【健康づくりの推進】へ施策を統合し、食習慣や運動習慣等の日頃の生活習慣の改善を通じて、健康づくりや食育を推進する期間と位置付けます。
食育の推進	「3食、300グラム、三河の野菜」を基本目標に、イベントの開催等食育の周知に重点を置いて推進したことにより、「地産地消」「食育の日」といった食育に関連する言葉の認知度が上昇する等、市民の食育への関心は高まりました。	
公衆衛生の確保	平成21年度に流行した新型インフルエンザの発生や生食用食肉に対する規制強化等にも混乱なく対応しました。また、「岡崎市食品衛生管理優秀店認定制度」では順調に実績を積んだものの、事業展開期であったため、認定数が頭打ちの状況となっています。	新型インフルエンザ等の流行に備え、前期同様、必要な対策を実施するとともに、認定数が頭打ちとなった「岡崎市食品衛生管理優秀店認定制度」の認知度向上に努める期間と位置付けます。

施策の体系

保健衛生の充実

2-1-1 健康づくり・食育の推進

2-1-2 公衆衛生の確保

*1 特定妊産婦：未婚・若年・多産・産後届出・喫煙習慣があるなどのハイリスク妊婦

施策

2-1-1 健康づくり・食育の推進（主担当：保健部）

[個別計画] 健康おかざき 21 計画、食育推進計画

- ◎健康おかざき 21 計画（第 2 次）や第 2 次食育推進計画に基づき、子どもから高齢者まで、すべての市民が生涯を通じて健康に過ごせるよう、平均寿命を上回る健康寿命の延伸をめざします。
- ◎健康づくりの第一歩として、市民のニーズにあった健康診査やがん検診の環境を整備します。
- ◎生涯を通して健康的な生活ができるよう、ライフステージに合わせた「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「休養・こころの健康」、「たばこ」、「アルコール」、「歯と口の健康」、「健やか親子」の 7 つの視点から健康づくりを支援していきます。
- ◎心の健康づくりでは、市民の様々な心理的な悩みに応じた相談体制を継続するとともに、自殺予防対策として身近な地域支援者のゲートキーパー*1 養成研修などで知識の普及に努め、自殺者を減少させます。
- ◎母子保健では、「ライフサイクルに沿った性の健康教育」と乳幼児・妊産婦・家族に向けた「いのちを繋ぐ性の健康教育」を推進し、妊娠・出産に関する正しい知識の普及に努め、母子の健康を守ります。
- ◎健康づくりを支える社会を構築するため、誰もが健康づくりに取り組めるよう、地域の健康づくりの核となる人材の育成や活動の支援を行い、地域を巻き込んだ健康づくりを推進します。

2-1-2 公衆衛生の確保（主担当：保健部）

[個別計画] 新型インフルエンザ等対策行動計画、動物行政推進計画

- ◎新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合、様々な状況に対し迅速な対応を実施します。
- ◎食品衛生管理が優れた施設を認定する「岡崎市食品衛生管理優秀店認定制度」を推進し、食品業者の衛生管理に対する意識を高め、衛生管理水準の向上と食の安全を確保します。
- ◎老朽化した火葬場を将来の火葬需要を踏まえて建て替えます。本事業では施設の設計施工から管理運営までを、PFI 手法により実施し、財政負担の縮減及び公共サービス水準の向上を図ります。
- ◎少子高齢化により墓地需要の増加が見込まれる一方、墓地の無縁化への対応など様々な課題が想定されるため、墓地のあり方を検討したうえで、必要な整備を行います。
- ◎動物行政推進計画に基づき、動物を通じた環境学習、動物愛護思想の高揚、飼育マナーの啓発などに取り組み、人と動物との良好な関係づくりを進めるとともに、動物虐待に関する苦情や動物による危害の発生を防ぎます。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成 32 年度）
(1) 健康づくり・食育の推進	75 歳未満のがんの年齢調整死亡率	男 98.4%（平成 22 年） 女 50.3%（平成 22 年）	男 87.6%以下 女 42.6%以下
	脳血管疾患の年齢調整死亡率	男 50.0%（平成 22 年） 女 29.0%（平成 22 年）	男 42.1%以下 女 26.6%以下
	虚血性心疾患の年齢調整死亡率	男 23.4%（平成 22 年） 女 15.4%（平成 22 年）	男 20.2%以下 女 13.8%以下
(2) 公衆衛生の確保	人口 10 万人当たりの食中毒患者数 3 類感染症発患者数	13.2 人（平成 25 年） 12 人（平成 25 年）	10 人以下 30 人以下

*1 ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人

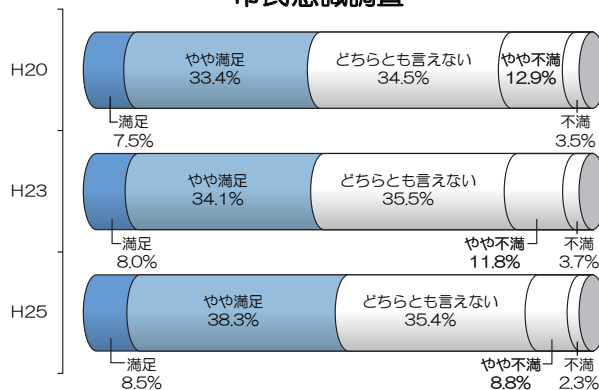
基本政策 2

政策 2 地域医療の充実

市民意識調査の分析

- ◆ H20～H23において「満足+やや満足」が1.2ポイント増加し、「不満+やや不満」が0.9ポイント減少しました。H22年度に医療安全支援センターを設置したことや、市民病院の安定経営につながる医師の増員、病棟看護体制を向上させたことが満足度増加要因の1つと考えられます。
- ◆ H23～H25において「満足+やや満足」が4.7ポイント増加し、「不満+やや不満」が4.4ポイント減少しました。医療安全支援センターが市民に浸透し、相談に対する効果が認められたことが満足度増加要因の1つと考えられます。

市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
地域医療体制の充実	医療安全支援センターによる相談業務が市民に浸透したことで、相談件数の増加とともに、その内容がより専門化し、多分野にわたってきています。	医療安全支援センターによる相談業務について、専門化、多分野化に対応すべく、相談担当職員のスキルアップや他部署との連携を図るなど、制度の充実を図る期間と位置付けます。
救急医療の充実	市民病院の医師数や病棟看護体制が向上していますが、救急医療機関受診者が過度に市民病院へ集中しており、慢性的な医師不足や病床不足に悩まされている状態です。	市民病院と2次救急医療機関との連携強化を図り、救急医療受診者を適切な医療機関へ誘導するとともに、不足する2次救急医療機関の誘致を図るなど、さらなる救急医療体制の充実を図る期間と位置付けます。
市民病院の安定運営	赤字経営を脱却できたことに加え、医師数の増加や、7対1看護体制が実現されました。	現状の体制を維持するには、退職者の多い看護師の継続的な採用や、慢性的な医師不足対策として研修医を積極的に採用し、中期経営計画に基づく事業を実施します。

施策の体系

地域医療の充実

2-2-1 地域医療体制の充実

2-2-2 救急医療の充実

2-2-3 市民病院の安定運営

施策

2-2-1 地域医療体制の充実（主担当：保健部・市民病院）

[個別計画] 愛知県地域保健医療計画

- ◎今後の医療需要や国県の医療施策等を見据え、適正な病床数の確保を図るとともに、必要な人に必要な医療を提供できる体制を充実します。
- ◎地域医療の安全性と信頼性の向上をめざして、医療機関等への適切な指導・助言を行います。
- ◎医療安全支援センターでは、市民からの医療に関する苦情や相談に対応します。
- ◎市民病院では、地域医療支援病院として、病床や診療機器の活用を通して地域の医療機関を支援します。また、化学療法や放射線治療を進め、疼痛緩和ケアの充実、地域がん診療連携拠点病院への移行などに取り組み、高齢化に伴うがん患者の増加に対応します。

2-2-2 救急医療の充実（主担当：保健部・市民病院）

[個別計画] 愛知県地域保健医療計画

- ◎軽症患者を対象とする1次救急医療対策として、休日・夜間の診療体制を支援するとともに、救急医療の適切な利用について市民への啓発を行います。
- ◎重症患者の入院や手術に対応するための2次救急医療対策として、24時間365日受け入れ可能な病院の誘致及びその整備等の支援を推進します。
- ◎市民病院では、救急外来の充実による応急体制の機能強化を図り、第3次救急医療機関^{*1}として重症度に応じた適切で速やかな救急医療を提供します。
- ◎大規模災害時の医療体制について、県及び西三河南部東医療圏関係機関等と連携し、広域受援体制を構築します。

2-2-3 市民病院の安定運営（主担当：市民病院）

[個別計画] 病院改革プラン

- ◎病院改革プランに基づき、安定的かつ計画的に地域の中核病院としての役割を担っていきます。
- ◎医師のモチベーションを高く保てるよう診療環境の整備、臨床研修病院としての機能充実、研修教育環境の整備に取り組むことで、全国的な勤務医不足においても必要な医師を確保します。
- ◎修学資金や託児所の活用、看護師の勤務環境の改善などに取り組み、患者7名に対して看護師1名の配置体制を維持できるよう看護師を確保します。
- ◎地域の医療機関と相互に連携し、最適な医療を提供します。
- ◎急性期病院^{*2}として、急性期入院医療・包括医療制度(DPC)^{*3}を活用し、医療と経営の効率化を進めます。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成32年度）
(1) 地域医療体制の充実	市民病院における受診患者のうち他医療機関等からの紹介割合	65.2% (平成26年度上半期)	70%
(2) 救急医療の充実	照会1回で救急搬送した割合	91.8% (平成25年)	92%
(3) 市民病院の安定運営	医師数	医師 138人 (平成25年度末)	医師 150人
	病棟看護体制	看護体制 7:1 (平成25年)	看護体制 7:1

*1 第3次救急医療機関：第2次救急医療機関の後方病院として、脳卒中など重篤救急患者を担当する病院

*2 急性期病院：発症後まもない患者や症状が安定しない患者を受け入れる病床を有し、一定期間集中的な治療を施す病院

*3 包括医療制度(DPC)：病名や診療内容を約1700種類に分類し、分類ごとに1日当たりの費用を定めた新しい医療費の支払い方法(Diagnosis Procedure Combination)

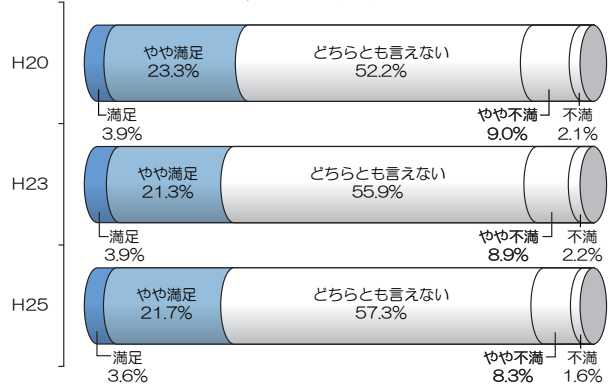
基本政策2

政策3 地域福祉の推進

市民意識調査の分析

- ◆ H20～H23で「満足+やや満足」の値が2ポイント減少し、「不満足+やや不満足」の値に変化がありませんでした。福祉基盤の整備は進めてきましたが、事業の定常化や恒常化が広がってきたこと、関心が薄れた結果が、市民意識調査の結果に表れたと考えられます。
- ◆ H23～H25で満足度に変化はありませんでした。H24に計画が改定され、新たな事業の取組みを始めたばかりなので、満足度変化がなかったと考えられます。

市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
地域福祉活動の充実	孤独死や、児童、高齢者虐待等の社会問題が顕著化してきており、地域での交流促進と居場所の確保、市民活動団体・事業所・行政・社会福祉協議会との連携の強化が課題となっています。	前期において整えた地域福祉基盤を活用し、地域での交流促進と市民活動団体等との連携を強化できるよう、地域ネットワークの構築や福祉サービスを総合的にコーディネートする体制を整備、かつ、展開する期間と位置付けます。
福祉基盤の充実	学区福祉委員会の設立が全学区なされたこと、災害時避難行動要支援者支援制度 ^{*1} の拡充等により、地域福祉の基盤が整ってきました。学区福祉委員会など地域での活動の支援や充実が課題となっています。	なお、これに合わせて【福祉基盤の充実】を【地域福祉活動の充実】に施策を統合します。

施策の体系

地域福祉の推進

2-3-1 地域福祉の充実

*1 災害時避難行動要支援者支援制度：災害時避難行動要支援者の個人情報を地域住民の方々に一部開示することにより、災害時の避難の支援を可能にするための制度

施策

2-3-1 地域福祉の充実（主担当：福祉総務課）

[個別計画] 地域福祉計画

- ◎地域福祉計画の着実な推進を図ります。
- ◎地域課題あるいは個別課題に対して、コミュニティソーシャルワーカー^{*1}が介在した地域ネットワークの中で支えあいながら解決できる環境の整備を図ります。
- ◎サロンなど小地域での地域福祉活動を推進します。
- ◎災害時要配慮者や避難行動要支援者への支援体制を地域支援者や関係機関と連携して推進します。
- ◎地域での福祉を支える福祉団体、ボランティア団体、学区福祉委員会などの市民活動団体を育成・支援します。
- ◎福祉サービスを総合的にコーディネートする体制の整備を図ります。
- ◎福祉サービス事業者の経営や事業運営の健全化、対象サービスの質の向上及び給付の適正化を図ります。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成32年度）
(1) 地域福祉の充実	ボランティア登録団体数	90 団体 (平成25年)	100 団体

*1 コミュニティソーシャルワーカー：地域福祉等の取組みを推進するため、社会福祉援助を行う人

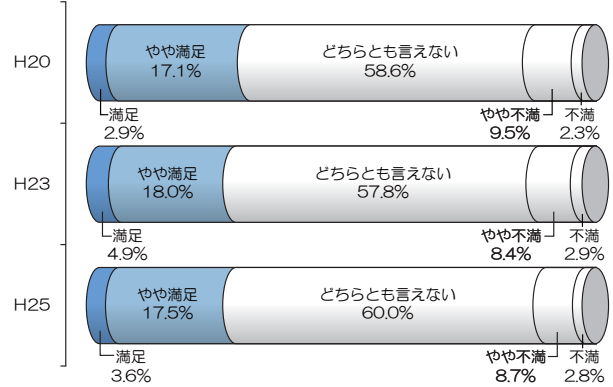
基本政策2

政策4 障がい者福祉の充実

市民意識調査の分析

- ◆ H20～H23で「満足+やや満足」が2.9ポイント増加しました。障がい者グループホームの定員が増加したことや、障がい福祉サービス事業者の増加による安定したサービスの提供が満足度増加要因の1つと考えられます。
- ◆ H23～H25で「満足+やや満足」が1.8ポイント減少しました。度重なる法制度改正により制度理解に混乱が生じたことや、発達に心配のある子どもが増加し、発達段階に応じたきめ細かな支援が求められるなか、支援基盤が整備途上にあることが満足度減少要因の1つであると考えられます。

市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
福祉サービスの充実	施設整備補助金を交付したことで、障がい者グループホームの定員が増加し、障がい者の地域生活への移行につながりました。福祉の村は開所から30年が経過し、将来のあり方について再検討する必要が生じ、福祉の村基本構想、こども発達センター等基本計画を策定しました。	障がい者の社会参加と自立支援体制が整ってきたことから、【社会参加と自立支援】を【福祉サービスの充実】に統合し、一般企業などに障がい者理解を深める啓発を実施することで、働く環境の確保に努める期間と位置付けます。また、これまで保健部や医療機関、療育機関が個別に実施していた発達障がい児支援を、より効率的、機能的に支援できるよう、こども発達センターを整備し、さらなる福祉サービスの充実に図る期間と位置付けます。
社会参加と自立支援	就労系障がい福祉サービス事業所が増加したことにより、障がい者の自立支援の体制が整い、障がい者の社会参加の機会も増えてきました。	

施策の体系

障がい者福祉の充実

2-4-1 福祉サービスの充実

施策

2-4-1 福祉サービスの充実（主担当：障がい福祉課）

[個別計画] 障がい者基本計画、障がい福祉計画

- ◎障がい者基本計画及び障がい福祉計画に基づき、施設の整備、障がい福祉サービス事業者の確保に取り組み、障がい者に安定したサービスを提供します。
- ◎一般企業などに障がい者への理解を深めるよう啓発するとともに、雇用されることが困難な障がい者へ働く場を提供するよう働きかけます。
- ◎障がい者がスポーツや文化活動を通じて健康増進や機能の維持・回復を図り、社会を構成する一員として生きがいを感じるができるよう自立及び社会参加を支援します。
- ◎福祉の村は、発達障がいに関する相談・診療・療育施設「こども発達センター」の新設や障がい児・者の交流施設である「友愛の家」の充実など再整備に取り組みます。特に相談支援体制については、障がい児・者の相談支援の総合拠点として確立します。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成 32 年度）
(1) 福祉サービスの充実	障がい者グループホームの定員	78 人 (平成 25 年度)	132 人

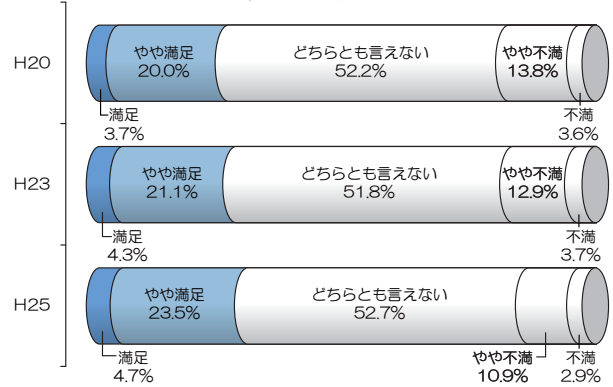
基本政策 2

政策 5 高齢者福祉の充実

市民意識調査の分析

- ◆ H20～H23で「満足+やや満足」が1.7ポイント増加しました。在宅福祉サービスの利用者、老人福祉センターの利用者数が増加したことや地域密着型特別養護老人ホームの整備が進められたことが満足度増加の要因の1つと考えられます。
- ◆ H23～H25で「満足+やや満足」が2.8ポイント増加しました。困りごと解決支援補助事業の実施や、介護保険暫定サービス利用者負担助成事業の実施、H24年度の認知症サポーター養成数が県内で2番となったことが満足度増加要因の1つと考えられます。

市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
福祉サービスの充実	独居老人、高齢者世帯の増加や認知症高齢者の増加が課題となっています。	高齢者の社会参加と自立支援体制が浸透したことをうけ、【社会参加と自立支援】を【福祉サービスの充実】へ施策を統合し、増加する高齢者に対し施設を活用した社会参画の機会を提供し、介護予防に関する知識の普及・啓発や認知症予防対策に取り組む期間と位置付けます。
社会参加と自立支援	これまで整備してきた高齢者の交流施設、生きがい施設、福祉施設を活用した高齢者の社会参加機会の創出とシルバー人材センターを通じた高齢者の自立支援の体制が推進され、利用者数も伸びています。	
介護サービスの充実	地域包括支援センターを平成25年度に2箇所増設しました。平成24年度の認知症サポーター養成数が県内で2番目に多い数字となっていますが、地域で認知症高齢者やその家族を支える仕組みが脆弱です。地域包括支援センターの認知度が低く、知名度の向上や医療、介護との連携、地域住民との連携の強化が課題となっています。	老人福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域包括支援センターを中心として「地域包括ケアシステム」の構築を推進する期間と位置付けます。

施策の体系

高齢者福祉の充実

2-5-1 福祉サービスの充実

2-5-2 介護サービスの充実

施策

2-5-1 福祉サービスの充実（主担当：長寿課）

[個別計画] 老人福祉計画

- ◎老人福祉計画に基づき、支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、生活の維持、家族負担の軽減などの福祉サービスを提供します。
- ◎健康で生きがいを持って生活できるように、「就労」「社会参加」「生きがい」「健康づくり」などの多面的な支援に取り組み、高齢者の活力を活かせるように支援します。

2-5-2 介護サービスの充実（主担当：長寿課）

[個別計画] 介護保険事業計画

- ◎介護保険事業計画に基づき、適正な質及び量の介護サービスを提供し、高齢者が要介護状態となっても在宅、または施設で適正な介護サービスを受け、能力に応じた日常生活が送れるようにします。
- ◎住民の互助活動や見守り活動を推進するとともに、医療と介護の連携を強化して、地域で支え合う地域包括ケアシステムの構築を進めます。
- ◎介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成・支援、また早期対応が求められる認知症予防対策に取り組み、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進し、高齢者の自立を支援します。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成 32 年度）
(1) 福祉サービスの充実	サービス利用人数	延 6,071 人 (平成 24 年度)	延 6,361 人
(2) 介護サービスの充実	在宅介護率	74.4% (平成 25 年度)	75%

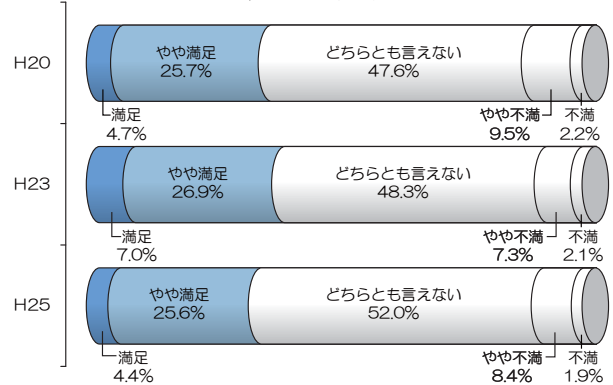
基本政策 2

政策 6 児童福祉の充実

市民意識調査の分析

- ◆ H20～H23で「満足+やや満足」が3.5ポイント増加しました。子ども医療費の無料化や、児童育成センター利用定員数の増加、特別保育実施園数の増加などが満足度増加要因の1つと考えられます。
- ◆ H23～H25で「満足+やや満足」が3.9ポイント減少しています。子ども医療費の無料化が他自治体においても実施されたことや制度の浸透等により、特別な関心が下がったことが満足度減少の要因の1つと考えられます。

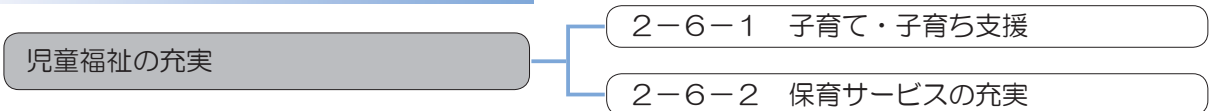
市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
子育て・子育て支援	岡崎市児童育成支援行動計画により関係機関と連携し、行政、子育て家庭、地域社会、事業者が一体となって子どもと子育て家庭を支援する環境整備を実施しました。	子育て・子育て支援は、将来の本市を担う子どもたちの健やかな成長に寄与するとともに、国の成長戦略の1つである女性の活躍する社会の実現にもつながることから、施策のさらなる充実を図る期間と位置付けます。
保育サービスの充実	保育サービスの充実を図るため、保育時間の延長や保育所を利用しない児童への一時保育等を実施しました。	保育サービスの充実は、国の成長戦略の1つであり、今後の生産年齢人口減少社会において期待される女性の社会進出を促すとともに、将来の本市を担う人材の育成につながることから、施策のさらなる充実を図る期間と位置付けます。

施策の体系



施策

2-6-1 子育て・子育て支援（主担当：こども育成課）

[個別計画] 子ども・子育て支援事業計画

◎次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で支援するため、安心して子育てができる環境整備や子育てにかかる経済的負担の軽減など、子どもと子育て家庭を対象とする総合的な子ども・子育て支援を推進します。

◎個別に特別な支援を要する児童及び社会的養護が必要な児童など専門的な知識及び技術を要する支援に関しては、関係機関と連携して子どもの最善の利益に配慮したきめ細かな取り組みを行います。

2-6-2 保育サービスの充実（主担当：保育課）

[個別計画] 子ども・子育て支援事業計画

◎子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域によって生じている保育所・幼稚園の過不足の解消を図ります。

◎保育所、幼稚園の良さを併せ持つ認定こども園の整備を進めます。

◎延長保育、病児・病後児保育、一時預かり保育などの子育て支援事業を拡大し、保護者の就労にあわせた子育てと仕事の両立を支援できる保育体制を整えます。

◎公立・私立保育所の耐用年数の経過に伴う建替え及び施設の保全に取り組み、入所児童の安全を確保します。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成 32 年度）
(1) 子育て・子育て支援	児童育成センター利用定員数	1,700 人 (平成 25 年)	2,500 人
(2) 保育サービスの充実	特別保育実施園数	延 55 園 (平成 25 年)	延 62 園

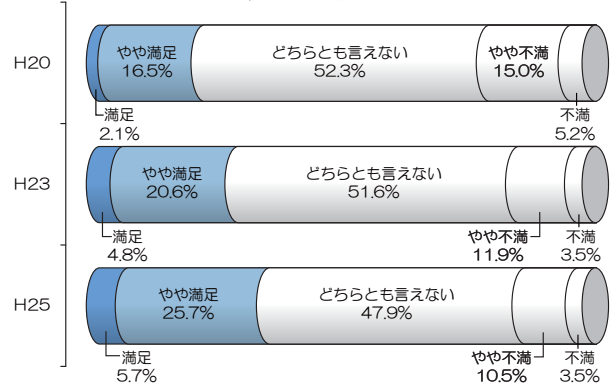
基本政策2

政策7 社会保障の充実

市民意識調査の分析

- ◆ H20～H23で「満足+やや満足」が6.8ポイント増加しました。リーマン・ショックによる急激な景気の悪化により社会保障サービスへの市民の関心が高まったことが満足度増加要因の1つと考えられます。
- ◆ H23～H25で「満足+やや満足」が6ポイント増加しました。本市が独自に実施している30歳代からの健診受診や健診コースを複数用意したことが満足度増加要因の1つと考えられます。

市民意識調査



前期の総括と後期の方向性

施策	前期の総括	後期の方向性
医療保険制度の適正な運営	健康維持・増進のため、健診対象を30歳代へ拡大するとともに、健診コースを複数用意し、受診しやすい環境を整えました。	社会保障制度は国の成長戦略においても見直しの対象とされています。法令を通じて執行される部分が大半であるため、施策を全て統合し、国の方針に沿った各制度の安定的な運営を実施する期間と位置付けます。
国民年金の適正な運営	年金受給者の増加に対し、国民年金を適正に運営しました。	
生活保障の確保	景気悪化に伴う急激な社会保障需要の増加に対し、適切に生活保障を実施しました。	

施策の体系

社会保障の充実

2-7-1 社会保障の充実

施策

2-7-1 社会保障の充実（主担当：国保年金課・生活福祉課）

- ◎国民皆保険制度の基礎である国民健康保険や後期高齢者医療制度など、公的医療保険・助成制度の適切な運営に努め誰もが安心して医療を受けられるようにします。
- ◎国民健康保険では、特定健康診査^{*1}・特定保健指導^{*2}の実施率の向上を図ることで市民の健康維持と医療費の削減に努めるとともに、資格や給付の適正化やきめ細かな収納対策による保険料収入の確保を図るなど、制度の適切で健全な運営に努めます。平成30年度には制度の県単位での運営が予定されるなかで、県や他の保険者と連携して市民サービスの低下を招かないよう努めます。
- ◎後期高齢者医療制度では、広域連合と連携を取りながら、制度の適切で安定な運営に努めます。
- ◎生活に困窮する相談者の生活状況等を的確に把握し必要な支援を行うとともに、被保護者の自立に向けた適正な指導、支援を行い、セーフティネットとしての生活困窮者支援制度並びに生活保護制度が適正に運用され、市民が安心して暮らせるようにします。

参考指標

施策名	指標名	現状値	目標（平成32年度）
(1) 社会保障の充実	メタボリックシンドローム ^{*3} の該当者及び予備群の減少率	4.9% (平成24年度)	25%

*1 特定健康診査：平成20年4月より導入された40～74歳の保険加入者を対象とする、メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）の早期発見を目的とした健康診査
 *2 特定保健指導：特定健康診査でメタボリックシンドローム、あるいはその予備群とされた人に対して行われる保健指導
 *3 メタボリックシンドローム：内臓脂肪型肥満に高血糖・高血圧・高脂血症のうち2つ以上を合併した状態